

議案第 78 号

岩倉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について

岩倉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 30 年 12 月 3 日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岩倉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成27年岩倉市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者」を「第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。